

諮問番号：平成30年度諮問第4号

答申番号：平成30年度答申第6号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求人は、元々、「事故による〇股関節機能障害 身体障害5級」による〇股関節の機能の著しい障害があり、〇足に痛みがあることから〇足に十分に体重をかけることができず、くるぶしに手の指が届かない、足を組むこともできない等、〇股関節はほとんど動かず、また、〇足が〇足に比べて5センチメートル程度短い状況にある。さらに、審査請求人は、今回の脳梗塞発症により、〇足の股関節、膝関節、足関節及び足指関節は麻痺により自分の意思では全く動かせない現状にあり、日々の生活の中で、ズボン、靴下、靴及び〇足の装具の着脱を介助なしにできない状況にある。
このような機能障害全般を総合した上で処分を決定すべきである。
- 2 弁明書において、処分庁自ら審査請求人の〇下肢機能が「全廃」であることを認めている。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由
 - (1) 身体障害者手帳の交付手続等に係る関係法令等の定め
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（なお、広島市にあつては、市長（法第43条の2）。以下同じ。）の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる旨規定している。
 - イ 法第15条第3項は、指定医が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書を

つけないなければならない旨規定している。

ウ 法第15条第4項は、都道府県知事は、前記アの申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない旨規定している。

エ 法第15条第5項は、前記ウの審査の結果、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない旨規定している。

オ 法別表の四は、法第15条における障害に当たるものとして、次の肢体不自由を規定している。

- (7) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- (イ) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- (ロ) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- (エ) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (ハ) 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- (ニ) (7)から(ハ)までに掲げるもののほか、その程度が(7)から(ハ)までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

カ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第10条は、都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があったときは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない旨規定している。

(2) 身体障害者手帳の交付申請に対する審査

ア 障害等級について

- (7) 規則第5条第1項第2号は、身体障害者手帳に記載すべき事項として、障害名及び障害の級別を掲げている。
- (イ) 規則第5条第3項は、同条第1項第2号の級別は、規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）のとおりとする旨規定している。
- (ロ) 等級表の級別の2級の「肢体不自由」中の「上肢」の欄には、次のaからdまでを掲げている。
 - a 両上肢の機能の著しい障害
 - b 両上肢のすべての指を欠くもの

- c 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
 - d 一上肢の機能を全廃したもの
- (エ) 等級表の級別の3級の「肢体不自由」中の「下肢」の欄には、次のaからcまでを掲げている。
- a 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
 - b 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
 - c 一下肢の機能を全廃したもの
- (オ) 等級表の級別の4級の「肢体不自由」中の「下肢」の欄には、次のaからfまでを掲げている。
- a 両下肢のすべての指を欠くもの
 - b 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - c 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
 - d 一下肢の機能の著しい障害
 - e 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
 - f 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
- イ 障害等級の認定基準について
- (7) 身体障害者手帳に記載する障害等級の認定については、厚生労働省により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号。以下「認定基準」という。）、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（同日付け障企発第0110001号）、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（同年2月27日付け障企発第0227001号。以下「疑義解釈」という。）等が示されている。認定基準のうち本件に関係するものは、次のとおりである。
- (イ) 認定基準第2の四の1の(3)は、筋力低下による機能障害において、全廃とは、関節可動域（以下、他動的可動域を意味する。）が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいい（肩及び足の各関節を除く。）、機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障を来すとみなされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）と定めている。
- (ウ) 認定基準第2の四の1の(4)は、認定基準において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないと定めている。
- (エ) 認定基準第2の四の2の(1)のアの(7)は、一上肢の機能障害における「全廃」（2級）について定め、同イから同オまでに、肩関節、肘関節、手関節及び手指（各

指)の機能障害における「全廃」の具体的事例を掲げている。

(オ) 認定基準第2の四の2の(2)のアは、一下肢の機能障害における「全廃」(3級)及び「著しい障害」(4級)を定め、同イから同エまでに、股関節、膝関節及び足関節の機能障害における「全廃」及び「著しい障害」の具体的事例を掲げている。

(カ) 認定基準第2の六は、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、原則として各々の障害の該当する等級の指数を合計した指数(以下「合計指数」という。)に応じて認定する旨、各々の障害が該当する等級の指数は、2級が11、3級が7、4級が4である旨及び合計指数ごとの等級は、18以上が1級、11から17までが2級である旨を定めている。

ウ 障害等級を認定する手順について

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条は、社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとし、地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする旨規定している。

社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項は、地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける旨規定している。なお、審査部会は、同分科会に属する医師たる委員等で構成される。

(3) 本件処分に係る指定医の診断書(以下「本件診断書」という。)における診断等

ア 本件診断書の1枚目には、次のとおり記載がある。

(ア) 障害名(部位を明記)

○上下肢機能障害

(イ) 原因となった疾病・外傷名

○脳梗塞 疾病

(ウ) 疾病・外傷発生日

平成○年○月○日

(エ) 参考となる経過・現症(レントゲン及び検査所見を含む。)

H○年○月○日発症の○中大脳動脈解離による○放線冠から基底核にかけての脳梗塞。ステント留置術後に出血性梗塞を来し麻痺が増悪した。○片麻痺はBrunnstrom recovery stageで上肢Ⅱ、手指Ⅰ、下肢Ⅲ。重度の感覚障害も認められている。○手は廃用手。歩行は短下肢装具を用いて歩行訓練を行っているが、介助を要し歩行耐久性は50mと実用性なし。主たる移動手段は車椅子である。もともと○股関節の障害で5級を取得していた。

(オ) 総合所見

○上肢：全廃 2級、○下肢：全廃3級、○股関節：5級

合計 1級相当

(将来再確定 不要)

(カ) その他参考となる合併症状

運動性失語症、構音障害

(キ) 身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する（1級相当）

イ 本件診断書の2枚目及び3枚目には、「神経学的所見その他の機能障害の所見」、「握力」、「動作・活動」及び「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」について、審査請求人の肢体不自由の状況及び所見の記載がある。

(4) 本件処分に係る広島市社会福祉審議会の答申（以下「本件審議会答申」という。）の内容

本件審議会答申には、審査請求人による身体障害者手帳の再交付申請（以下「本件申請」という。）の障害程度の認定に関する諮問に対し、意見欄に「該当（2級）」との意見が記載されている。

また、広島市社会福祉審議会障害福祉専門分科会に設けられた審査部会を構成する3人の委員の意見が記載されているところ、上段の審査意見欄には、上肢の欄に「○全2」と、下肢の欄に「○全3」と、意見・理由欄に「1」とそれぞれ記載されている。中段及び下段の審査意見欄には、上肢の欄に「○全2」と、下肢の欄に「○著4」と、意見・理由欄に「2」とそれぞれ記載されており、中段の下肢の欄にはさらに「(○股5)」と記載されている。（なお、上肢の欄の「○全2」は○上肢機能の全廃（2級）を、下肢の欄の「○全3」は○下肢機能の全廃（3級）を、下肢の欄の「○著4」は○下肢機能の著しい障害（4級）を、同じく下肢の欄の「(○股5)」は審査請求人が本件処分以前に○股関節の障害で5級の障害者手帳を取得していたことを、意見・理由欄の「1」は上肢と下肢を合わせた障害等級が1級であることを、意見・理由欄の「2」は上肢と下肢を合わせた障害等級が2級であることを、それぞれ意味している。）

(5) 本件処分における障害等級の認定について

ア 身体障害者手帳の障害程度の認定について

身体障害者手帳の障害程度の認定については、法、規則等の法令の定めに従うほか、厚生労働省が示す技術的助言である認定基準等に沿って行うことが合理的であると考えられる。

そして、認定基準第2の六において、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の該当する等級の指数を合計した合計指数に応じて認定する旨定められている。本件診断書の記載により審査請求人の障害は○上肢と○下肢

の障害が重複したものであることが明らかであることから、まずは○上肢及び○下肢の各々の障害等級を認定し、その後、各々の障害等級の指数を合計して審査請求人の障害等級を認定することとなる。

イ 審査請求人の○上肢の障害等級について

(ア) 本件診断書2枚目の「肢体不自由の状況及び所見」をみると、○の握力は「0 kg」となっており、「動作・活動」のうち、○上肢で行う「排泄の後始末をする」、「食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」は、いずれも「×」（全介助又は不能）となっている。

(イ) また、本件診断書3枚目の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」をみると、○の肩関節、肘関節、手関節、中手指節及び近位指節の関節可動域に制限は見られないが、筋力テストは、いずれも筋力が消失または著減（筋力0、1、2該当）である「×」となっており、これは、肩関節について認定基準第2の四の2の(1)のイの(ア)が、肘関節について同ウの(ア)が、手関節について同エの(ア)が、指関節について同オの(イ)の①が、それぞれ全廃の具体例として挙げている「徒手筋力テストで2以下のもの」に該当する。

(ウ) 以上のことから、審査請求人の○上肢の機能障害は、一上肢の機能障害の全廃（2級）として認定基準第2の四の2の(1)のアの(ア)が挙げている「肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したもの」に該当するため、「全廃」である2級と認定できる。

ウ 審査請求人の○下肢の障害等級について

(ア) a 本件診断書2枚目の「肢体不自由の状況及び所見」の「動作・活動」欄をみると、○の「片脚起立」は「×」（全介助又は不能）となっており、認定基準第2の四の2の(2)のアの(ア)が一下肢の機能障害について全廃（3級）の具体例として挙げている「下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの」に該当する。

b しかし、「椅子に腰かける」は座位保持時間に制限が付されることなく「○」（自立）となっており、認定基準第2の四の2の(2)のアの(イ)が一下肢の機能障害について著しい障害（4級）の具体例として挙げている「通常の腰掛けでは腰掛けることができないもの」には該当しない。

c さらに、「歩く（50m可）」は「△」（半介助）となっており、認定基準第2の四の2の(2)のアの(イ)のaが一下肢の機能障害について著しい障害（4級）の具体例として挙げている「1km以上の歩行不能」に該当する。

d 以上のように、本件診断書の「動作・活動」欄の○下肢に係る記載は、認定基準における一下肢の機能障害について、全廃（3級）の具体例に該当するもの、著しい障害（4級）の具体例に該当するもの、及び当該機能障害の具体例に該当しないものがある。

(イ) a 本件診断書3枚目の「関節可動域（ROM）」をみると、○下肢の各関節

の可動域について、股関節の可動域は、屈曲←→伸展が10度から55度までの45度、外転←→内転が0度を挟んで10度から10度までの20度、外旋←→内旋が0度を挟んで30度から10度までの40度であり、膝関節の可動域は、制限がなく、足関節の可動域は、10度から50度までの40度である。

- b 認定基準第2の四の2の(2)のイの(ア)のa及び同ウの(ア)のaは、股関節及び膝関節の機能障害について全廃（いずれも4級）の具体例をいずれも可動域が10度以下とし、同エの(ア)のaは、足関節の全廃（5級）の具体例を可動域が5度以内としている。また、認定基準第2の四の2の(2)のイの(イ)のa及び同ウの(イ)のaは、股関節及び膝関節の著しい障害（いずれも5級）の具体例をいずれも可動域が30度以下とし、同エの(イ)のaは、足関節の著しい障害（6級）の具体例を可動域が10度以内としている。したがって、前記aの各関節の可動域に全廃（4級又は5級）の具体例に該当するものはなく、股関節の外転←→内転の20度が著しい障害（5級）の具体例に該当するものの、その他は、著しい障害（5級又は6級）の具体例にも該当しない。
- (ウ) a 本件診断書3枚目の「筋力テスト（MMT）」をみると、○下肢の各関節の筋力について、股関節の屈曲及び内転並びに膝関節の屈曲並びに足関節の底屈が「△」（筋力半減。筋力3該当）であり、また、股関節の伸展、外転、外旋及び内旋並びに膝関節の伸展並びに足関節の背屈が「×」（筋力が消失または著減。筋力0、1、2該当）である。
- b 認定基準第2の四の2の(2)のイの(ア)のb、同ウの(ア)のb及び同エの(ア)のbは、股関節及び膝関節の機能障害について全廃（いずれも4級）及び足関節の機能障害について全廃（5級）の具体例を、いずれも徒手筋力テストで2以下のものとしている。また、認定基準第2の四の2の(2)のイの(イ)のb、同ウの(イ)のb及び同エの(イ)のbは、股関節及び膝関節の著しい障害（いずれも5級）及び足関節の著しい障害（6級）の具体例を、いずれも徒手筋力テストで3に相当するものとしている。したがって、前記aのうち、股関節の伸展、外転、外旋及び内旋並びに膝関節の伸展並びに足関節の背屈が全廃（4級又は5級）の具体例に該当し、股関節の屈曲及び内転並びに膝関節の屈曲並びに足関節の底屈が著しい障害（5級又は6級）の具体例に該当する。
- (エ) a 以上のように、本件診断書記載の○下肢及び○下肢の各関節の動作・活動、関節可動域及び筋力について、認定基準の具体例に当てはめると、3級から6級までの各級にそれぞれ該当するものがあり、結果にばらつきが見られるところ、認定基準において挙げた「具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」（認定基準第2の四の1の(4)）とされている。
- b そこで、前記(ア)、(イ)及び(ウ)の内容を○下肢の機能障害の内容として総合的

に検討すると、「片脚起立」は全廃（3級）に該当するが、「椅子に腰かける」は著しい障害（4級）に該当しておらず、「歩く（50m可）」は著しい障害（4級）に該当しており、また、各関節の可動域はいずれも全廃に該当しておらず、各関節の徒手筋力テストの結果については、各関節において、全廃に該当するものがある一方で、股関節の屈曲及び内転並びに膝関節の屈曲並びに足関節の底屈が著しい障害の具体例に該当していることからすれば、「下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもの」とされる一下肢の機能の全廃である3級（認定基準第2の四の2の(2)のアの(7)）ではなく、一下肢の著しい障害である4級（同(4)）と認定することは不合理とはいえない。

エ 審査請求人の○上肢及び○下肢の障害を、それぞれ一肢全体の障害として障害等級を認定することについて

(7) 前記イ及びウのとおり、処分庁は、○上肢及び○下肢の障害等級を認定するに当たり、○上肢及び○下肢の各関節の機能障害の指数を合算するのではなく、○上肢全体及び○下肢全体の障害として障害等級を認定している。

(4) このことについて、疑義解釈別紙の肢体不自由の上肢不自由の2は、一上肢、一下肢の障害とは、一肢全体に及ぶ機能障害を指すため、単一の関節の機能障害等の指数を合算した場合の等級とは必ずしも一致しないことがあるとし、一肢全体の障害であるか、又は個々の関節等の重複障害であるかは、障害の実態を勘案し、慎重に判断されたいとしている。

(ウ) 前記(4)を踏まえて検討すると、本件診断書によれば、本件処分における審査請求人の○上肢及び○下肢の機能障害は、それぞれ平成○年○月○日発症の○脳梗塞が原因で生じた一肢全体の障害であると考えられるから、○上肢全体及び○下肢全体の障害として障害等級を認定したことが不合理とはいえない。

オ 審査請求人の○上肢の機能障害と○下肢の機能障害を合わせた障害等級について

○上肢の機能障害と○下肢の機能障害を合わせた障害等級については、認定基準第2の六において、2つ以上の障害が重複する場合の認定方法として、重複する障害の合計指数に応じて認定することとされており、審査請求人の○上肢の障害は前記イのとおり2級で指数は「11」、○下肢の障害は前記ウのとおり4級で指数は「4」で、合計指数は「15」となり、これは、障害等級2級に該当する。

カ 本件審議会答申について

広島市社会福祉審議会は、処分庁からの本件申請に係る諮問に対し、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため設けた審査部会において、本件診断書における指定医の参考意見（等級）を含む記載内容の審査を行い、その結果、身体障害者手帳交付の要件を満たしており、障害等級については、○上肢が全廃（2級）、○下肢が著しい障害（4級）であり、○上下肢を合わせた障害等級は

2級相当であると判断、答申している。

キ まとめ

審査請求人の障害等級の認定については以上のとおりであり、処分庁が総合的に行ったとする認定結果を覆す事情も見受けられないため、本件処分において審査請求人の障害等級を2級としたことに違法・不当な点はない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、処分庁の平成30年3月7日付け弁明書（広福障第237号。以下「弁明書」という。）の5ページの2行目に「○下肢機能全廃」の記載があることをもって、審査請求人の○下肢が認定基準における一下肢の機能の全廃（3級）に該当とし、その結果、審査請求人の障害等級が1級になるべきと主張するものと思われる。

イ しかしながら、審査請求人の○下肢の機能障害を著しい障害（4級）とすることが不合理といえないことは、前記(5)のとおりであるし、また、弁明書の4ページの下から8行目に「著しい障害として、「○下肢機能障害」（4級）と認定した」と記載されていることや、同5ページの2行目及び9行目に○下肢の障害等級を著しい障害に該当する「4級」と記載されていることなどから、審査請求人が指摘する「○下肢機能全廃」との記載は、「○下肢機能の著しい障害」の誤記であることが明らかであるから、このことをもって、本件処分が違法・不当であるとはいえない。

(7) 本件処分における理由の提示について

ア 審査請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、「事故による○股関節機能障害 身体障害5級」による○股関節の機能の著しい障害があり、○足に痛みがあることから○足に十分に体重をかけることができず、くるぶしに手の指が届かない、足を組むこともできない等、○股関節はほとんど動かず、また、○足が○足に比べて5センチメートル程度短く、さらに、脳梗塞発症により、○足の股関節、膝関節、足関節及び足指関節は麻痺により自分の意思では全く動かさない現状にあり、ズボン、靴下、靴及び○足の装具の着脱を介助なしにできない状態であり、このような機能障害全般を総合した上で処分を決定すべきである旨の主張を行った。これは、審査請求人が本件処分の理由を十分認識するに至らなかったためと解される。

イ(ア) 法第15条第5項は、身体障害者手帳の交付申請に基づいて審査した結果、申請者の障害が法別表で掲げるものに該当しないと認めたときは、理由を附して申請者に通知しなければならないとしている。

(イ) この点、本件処分では、審査請求人の障害等級を2級と判定していることから、法別表に掲げるものに該当しないと認めたときに該当しない。

(ロ) したがって、本件処分において、本件処分に係る障害等級の判定について法第15条第5項の規定により理由を附すことは義務付けられていない。

ウ(ア) 次に、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項及び第2項は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を書面でするときは、当該処分の理由を書面により示さなければならないとしている。

(イ) この点、本件処分は、身体障害者手帳の交付申請に対し、身体障害者手帳の交付を決定していることから、申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当しない。

(ウ) したがって、本件処分において、行政手続法第8条第1項及び第2項の規定により本件処分の理由を書面により示すことは義務付けられていない。

エ 以上のことから、本件処分において、仮に、申請者である審査請求人が障害等級の認定に係る理由を十分認識するに至らなかったとしても、法第15条第5項の規定や行政手続法第8条第1項及び第2項の規定による理由提示の不備の問題となるものではない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成30年8月17日 審査庁から諮問書を受領

平成30年8月20日 第1回合議体会議 調査審議

平成30年9月10日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 障害等級を2級としたことの適法性・妥当性について

(1) 認定基準等の合理性について

広島市における身体障害者手帳交付に係る障害の認定は、法等のほか、厚生労働省から示されている認定基準等に従って行うこととされている。具体的には、申請者から提出される所定の身体障害者診断書・意見書の記載内容を基に審査される。

認定基準等が障害の種類、程度ごとに定める具体的な認定の基準は、等級表の障害の種類、程度に係るものとして適正であるものと認められる。また、認定基準等に従い障害の認定を行うという取扱いは、処分庁が多数の申請者からの申請に対してその障害の認定の審査に当たることに鑑みれば、かかる審査認定に関する基準を統一化して申請者間の公平を期するとともに認定審査に係る事務の効率化を図るためになされているものと考えられ、十分な合理性があるといえる（静岡地裁平成7年1月20日判決参照）。

(2) 本件処分の判断の妥当性について

ア 審査請求人の○上肢の障害等級について

本件診断書の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」によると、審査

請求人の○の肩関節、肘関節、手関節、中手指節及び近位指節の関節可動域に制限は見られないが、筋力テストは、いずれも筋力が消失または著減（筋力0、1、2該当）である「×」となっており、それぞれ全廃の具体例として挙げている「徒手筋力テストで2以下のもの」（認定基準第2の四の2の(1)のイの(ア)等）に該当する。

そうすると、審査請求人の○上肢の機能障害は、一上肢の機能障害の全廃（2級）として認定基準第2の四の2の(1)のアの(ア)が挙げている「肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したもの」に該当するため、「全廃」である障害等級2級と認定できるものであり、当該認定に不合理な点はない。

イ 審査請求人の○下肢の障害等級について

(ア) 本件診断書から、審査請求人の○下肢及び○下肢の各関節の動作・活動、関節可動域及び筋力について、認定基準の具体例に当てはめると、「片脚起立」は全廃（3級）に該当するが、「椅子に腰かける」は著しい障害（4級）に該当しておらず、「歩く（50m可）」は著しい障害（4級）に該当しており、また、各関節の可動域はいずれも全廃に該当しておらず、各関節の徒手筋力テストの結果については、各関節において、全廃に該当するものがある一方で、股関節の屈曲及び内転並びに膝関節の屈曲並びに足関節の底屈が著しい障害（5級又は6級）の具体例に該当している等、結果にばらつきが見られる。この点、「具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。」とされている（認定基準第2の四の1の(4)）。

このため、処分庁は、審査請求人の○下肢の障害等級については、前記具体例の数値のみではなく、本件診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の動作・活動を総合的に勘案して「その機能障害全般を総合した上」で、全廃である3級（認定基準第2の四の2の(2)のアの(ア)）ではなく、著しい障害である4級（同(イ)）と認定したものと認められ、その判断について不合理であるとはいえない。

(イ) 審査請求人は、○股関節等の機能障害全般を総合した上で処分を決定するよう求める旨の主張をしているが、前記(ア)のとおり認定したものと認められるものであるから、当該主張は前提を欠くものである。

また、審査請求人は、弁明書において処分庁自ら審査請求人の○下肢機能が「全廃」であることを認めていると主張しているが、弁明書全体の記載内容から「○下肢機能全廃」との記載は、「○下肢機能の著しい障害」の誤記であることが明らかであるから、このことをもって、本件処分が違法・不当であるとはいえないことは、審理員意見書のとおりである。

ウ 2つの障害が重複する場合の取扱いについて

認定基準第2の六において、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、認定することとされている。この認定方法によ

ると、審査請求人については、○上肢の障害は前記アのとおり2級で指数は「11」、○下肢の障害は前記イのとおり4級で指数は「4」であることから、合計指数は「15」となり、障害等級2級に該当することが認められ、これと同じくする処分庁の判断に不合理な点は認められない。

エ 本件審議会答申について

広島市社会福祉審議会は、処分庁からの諮問に対し、障害福祉専門分科会に設けた審査部会において3人の委員による審査を行い、審査請求人について、○上肢が全廃（2級）、○下肢が著しい障害（4級）であり、○上下肢を合わせた障害等級は2級相当である旨の答申をしている。

そして、本件処分の通知書によれば、処分庁は、指定医の参考意見（等級）を含む本件診断書の記載内容の審査を経た本件審議会答申に基づき本件処分に至ったことが明らかであり、専門技術的な医学判断である本件審議会答申を総合的に考慮していることが認められる。

- (3) 以上のとおりであるから、審査請求人の障害等級を2級に該当するものとしてなされた本件処分に違法・不当な点はない。

2 その他

本件処分は、本件申請に対し審査請求人の障害等級を2級と認定しているものであり、法別表で掲げるものに該当しないとか、許認可等を拒否するという処分をしているわけではないため、法第15条第5項並びに行政手続法第8条第1項及び第2項の規定による理由提示の不備の問題となるものではないことは、審理員意見書のとおりである。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実